

岩手県議会事務局組織規程及び岩手県議会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会事務局組織規程及び岩手県議会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

(岩手県議会事務局組織規程の一部改正)

第1条 岩手県議会事務局組織規程(昭和44年岩手県議会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務秘書担当の分掌事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 公文書の管理に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p><u>(14) 公文書の受領、配布及び発送に関すること(議事調査課の主管に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(15) 公文書の保存に関すること。</u></p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務秘書担当の分掌事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 公文書及び歴史公文書の管理に関すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県議会事務局代決専決規程の一部改正)

第2条 岩手県議会事務局代決専決規程(昭和44年岩手県議会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課長及び担当課長共通専決事項)</p> <p>第8条 課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 公文書の開示の決定に関すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(総務課の総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第10条 総務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(課長及び担当課長共通専決事項)</p> <p>第8条 課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 公文書の開示の決定<u>及び歴史公文書の利用の決定</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(総務課の総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第10条 総務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

<p>(5) <u>公文書事務の指導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>公文書の受領、配布及び発送に関すること。</u></p> <p>(7) <u>保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。</u></p> <p>(8) <u>年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(5) <u>公文書及び歴史公文書の管理に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。